

The Construction of Intellectual Property Trust Relationships from the Viewpoint of the Theories of Trust Relationships

Graduate School of Humanities and Social Sciences, University of Tsukuba,
Yutaka HOSHINO

信託、信託法、知財信託、知財管理、信託法理論、債権説、物権説（受益者実質所有権説）、
信託財産実質法主体性説

I 本発表の課題

「知財信託」とは、知的財産を信託財産とする信託関係をいう。知財信託は、要するに、知的財産の管理にかかる法形式として信託関係を活用するものであり、現代的な信託関係の活用方法として、最も注目されているものの1つと言って差し支えない。

もっとも、実務上の特性から離れた理論的観点の下で、知財信託がどのような特徴を有すると考えられるかは、やや困難な問題である。すなわち、現行の信託法は、平成18年改正前における旧信託法と異なり、特定の信託法理論を基盤として条文を制定しているわけではない。これは、信託法2条1項における信託の定義を参照すれば明らかとなっており、「信託」とは、受託者が信託目的に従って受益者のために信託財産を管理処分する関係を指す、とされているため、信託関係の理論構成、すなわち受益権の法的性質や信託財産の帰属に関する考え方としてどのような解釈を採用すべきかが、個々の信託関係の管理処分に関する解釈において、逐一問題となってくるわけである。知財信託も信託関係の1種である以上、どのような信託法理論に基づいてどのような点を知財信託の特徴として位置づけるかによって、具体的な局面における解釈に違いが生ずる可能性がある。

従って、本発表では、まず、信託関係にかかる法理論について述べた後（Ⅱ）、知財信託に関する当事者間の法律関係に係る理論構成の違いが、具体的な解釈の局面でどのような差異をもたらす可能性があるかについて検討し（Ⅲ）、最後に、全ての信託法理論に共通した知財信託関係の理論的特徴を、やや抽象的に考察する（Ⅳ）。

Ⅱ 信託関係に係る法律構成

信託関係の基本構造に関しては、理論上様々な見解が成り立ちうるが、現在の日本における法体系を前提とした場合には、次の3つの考え方が、理論上対立している状況にあるといえることができる。

第1に、信託財産は受託者に帰属し、受託者は信託目的に従って信託財産を管理処

分する義務を受益者に対して負っているという考え方がある（債権説）。この考え方は、20世紀初頭に英米で強く提唱され、当時立法検討段階にあった日本の旧信託法にも強く影響を与えたものであるが、平成18年に現行信託法が制定された後については、この考え方が条文上直接採用されることがなくなっているため、現在この考え方を強く支持する見解は、徐々に少数となっている。

第2に、信託財産は実質的に受益者に帰属し、受託者には外形的な財産権を有するに過ぎないとの考え方がある（物権説（受益者実質所有権説））。この考え方は、日本の現行法体系の中では信託財産に対する課税関係等で採用されているものであるが（所得税法13条）、理論的には内在的な矛盾がやや目立つほか、この考え方を採用するということは、最終的には信託の存在を法解釈上認めないという結論を採るに等しくなる部分があるため、この見解を無条件に支持すべきか否かについては、やや慎重な検討が必要である。

第3に、信託財産は、受託者はもとより受益者にも帰属しておらず、信託目的に従って管理処分される実質的な法主体性を有する独立した財産であって、受託者や受益者は、信託財産自体を有しているのではなく、各々信託条項に基づいた管理権ないし受益権を有しているとの考え方がある（信託財産実質法主体性説）。この考え方は、債権説を条文上採用していた旧信託法下においても、強い理論的な主導権を発揮してきたものであり、信託目的や信託財産の管理処分形態が多種多様となる一方である現在の状況にも相当柔軟に対応できる理論構成であることから、実務の中で根強い支持を受けているが、特定の財産がどの関係当事者にも帰属しないという考え方が、「全ての財産は、人のうち誰かが支配している」という日本の法体系の基本的な前提に反する部分があるため、理論的な解釈においてはやや細かな説明が必要となる。

Ⅲ 知財信託関係の基本構造

前述した信託の基本構造に関する3つの考え方をそれぞれ知財信託関係に適用してみると、各々の信託法理論に関して、次のような特徴を考えることができる。

まず、債権説は、要するに信託財産の管理処分権限を有する受託者を以て信託財産の所有者とする考え方であり、信託財産の管理に係る裁量が理論上最も拡張しやすい考え方であるから、知財の合理的かつ集中的な管理処分を状況に応じて柔軟に行うことの要請に対して、最も適合する法律構成である。その反面、債権説は、受益者の権利を受託者に対する債権と構成するため、知財管理から生ずる利益配分を受益権の内容とすることには適合するが、知財の実質的権利を受託者に移転させることに対する発明者等の心理的抵抗が強い場合には、そもそも信託関係が実務上成立するに到らない事態が生ずる可能性を含んでいる。

次に、物権説（受益者実質所有権説）は、要するに信託財産を受益者の財産の一部と構成する考え方であり、知財の管理によって生ずる利益配分を合理的に行うことの要請に対して、最も適合する法律構成である。この適合性は、知財の管理が国際的に行われ、各国において知財に関する法制度が異なる場合に、各国において異なること

となる知財関係の種々の権利を、一律に「受益権」として理論的に同次元のものとする効果を有しており、実務上の利便性は極めて大きなものとなる。しかしながら、前述のとおり、この考え方は、信託関係の外形的法律構成に関わらず、信託財産を受益者が実質的に所有すると考えるわけであるから、最終的には信託関係が法律上存在しないとする法解釈を採用しているに等しいものであり（現に所得税法 13 条の規定はそのような発想に基づいている）、信託関係の法律構成としてそもそも採用すべきか否かについては、慎重な検討が必要である。

他方、信託財産実質法主体性説は、要するに信託財産を関係者のうち誰にも帰属させないと考えるものであり、関係者間で信託財産に対する遠くないし実務上の影響の大小を生じさせることを防止する要請に対して、最も適合する法律構成である。この要請は、国際的な知財管理において、一国と他国との間の実務上の優劣関係の感覚が生ずる恐れがあることを未然に防止するために特に必要となるものであり、実務上の効用は図り知れないものがある。しかしながら、この考え方は、逆の面から見ると、信託財産に対してどの関係当事者も実効的な支配ができないため、信託財産の実質的な帰属に関する紛争がかえって生じやすいという面があることが否定できず、また、日本の法体系もそうであるように、「誰にも帰属しない財産」の存在を理論上認めるべきか否かについて、相当の議論を重ねる必要があることも避けられない。

IV 知財信託の理論的特徴

以上のとおり、知財信託の基本構造としては、どの信託法理論を採用した場合でも、実務上合理的な知財管理の要請に対して適合する側面があると同時に、実務上理論上の問題点をそれぞれ抱えている側面がある。従って、信託法が特定の信託法理論を条文上採用していない以上、かかる法律構成は信託関係当事者間における合意の解釈として捉えていくほかなく、近い将来において、より具体的な検討を種々の局面について重ねていく必要があるということが出来る。

他方、より理論的側面に特化して、知財信託の理論的特徴を、特定の信託法理論に依らずに考えてみようとした場合には、以下に述べるとおり、知財信託の信託財産を構成する知的財産が、財産としてどのような特徴を有していると考えerかによって、解釈の基本的な方向性が導かれる。

例えば、知的財産の特徴を、無形財産であると捉えた場合には、知財信託は他の無形財産を信託財産とする信託関係、典型的には債権信託とほぼ同一の次元のものとして捉えることができる。実際、知財信託の管理処分においては、信託財産が無形財産であるということから、債権信託における事務処理と相当の親近性があることは疑いなく、また、知的財産のうち、財産的価値が特に高いものの典型例は、知的財産の使用権を付与することと引換えに対価の支払を求める債権であるから、知財信託と債権信託との連続性は、一般的には否定されるべきでないように思われる。もっとも、債権は、原則として複数当事者間における請求権であり、その主要な発生原因である契約は、当事者間で自由に設定されるものであって、原則として内容が自由であるのに

対し、知的財産については、そもそもの定義が各権利者の知的活動の成果であることからすれば、必ずしも「相手方」を必要とするものでなく、知的財産の内容について、当事者間における自由が債権と同様に認められるべきかは、なお検討が必要である。

これに対して、知的財産の特徴を、権利者の知的活動の成果であると考えた場合には、知財信託は、権利者の知的活動の成果を信託目的に従って管理処分する制度ということとなり、他の信託関係とはかなり次元の異なる制度として位置づけられる。すなわち、一般的な信託関係においては、信託財産は要するに「物」ないし「経済的価値」であり、一般的な社会生活上、本来的に管理処分の対象となるものであるのに対し、知財権利者の知的活動は、必ずしも「物」として結実するわけではなく、また、「経済的価値」を常に伴うとも限らない以上、かかる知的活動の成果を「管理処分」することの意味について、改めて考える必要が生ずるからである。実際、知的財産として、具体的な成果物や成果としての方法ないし手段のみならず、知的活動が行われることそれ自体をも含むものとするならば、かかる知的活動自体を「信託目的により拘束」することが果たして許されるべきか否かが、信託関係の本質的特徴に関わる問題として、正面から問い直される必要があるであろう。

現在のところ、知財信託に関して実務が特に注目している側面は、特許権や著作権等を典型とする現行法上明確に認められている知的財産権を、合理的かつ集中的に管理処分するための手段として活用するというものであり、かかる信託関係は、知財信託の理論的特徴について、上記の2つのうちどちらの考え方を採用した場合でも、必ず知財信託の範疇に含まれることとなる。従って、現時点において知財信託の理論的特徴を厳密に追求する必要性は、少なくとも実務上は生じていない。

しかしながら、知財信託の実例が今後増加していけば、必然的に解釈を必要とする事態が生ずることとなり、その際には、知財信託の理論的特徴、及び、知的財産の理論的特徴が何かという問題を避けて解釈を行うことはできない。従って、現段階では未解決の問題であり、今後の方向性においても不確定な部分が多々あるとしても、知財信託及び知的財産の理論的特徴については、さらに検討を加える必要がある。その際には、上述した点のうち、特に未解決の問題が多いと思われる、知財権利者の知的活動の成果としての側面を、より深く考察することが有益であろう。

【参考文献】

- ・星野豊『信託法』（2011年、信山社）
- ・星野豊「国際的な知財管理を目的とした信託関係の特徴と問題点」
第9回日本知財学会報告（2011年）
- ・星野豊「知財信託と債権信託の連続性」第6回日本知財学会報告（2008年）
- ・星野豊「知財信託における発明者の地位」筑波法政44号85頁（2008年）
- ・星野豊「改正信託法の特徴と問題点」筑波法政41号1頁（2006年）
- ・星野豊「信託法理論から見た知的財産信託の特徴と問題点」
第4回日本知財学会報告（2006年）
- ・星野豊『信託法理論の形成と応用』（2004年、信山社）